

## 第699回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成28年 9月 6日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）環太平洋パートナーシップ協定について

業務部 佐々木 原産地調査官

### その他・連絡事項等

・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況について

業務部 星野 統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 平成28年10月12日（水） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

# 環太平洋パートナーシップ協定

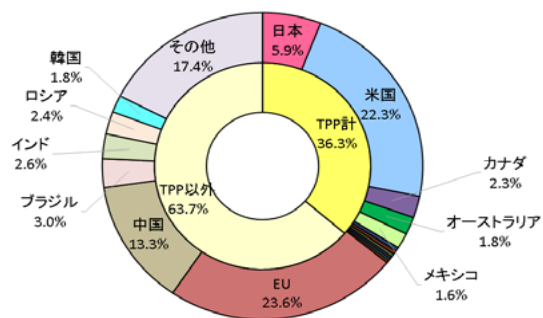
Trans-Pacific Partnership (TPP) Agreement

## 意義

アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組みについて定める。

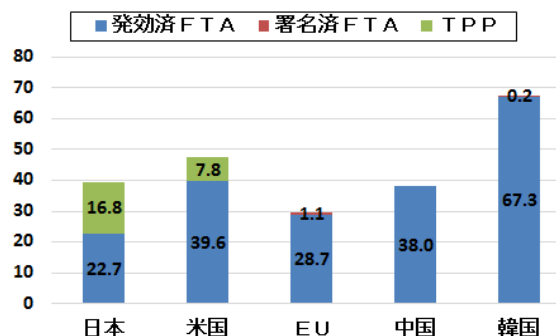
- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- TPP協定締結により我が国のFTAカバー率は22.7%から39.5%に拡大。
- 物品関税だけではなく、サービス・投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業など幅広い分野(前文+30章)で新しいルールを構築。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを2.59%(約14兆円)押し上げ、雇用を1.25%(約80万人)増加させる見込み。

TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)

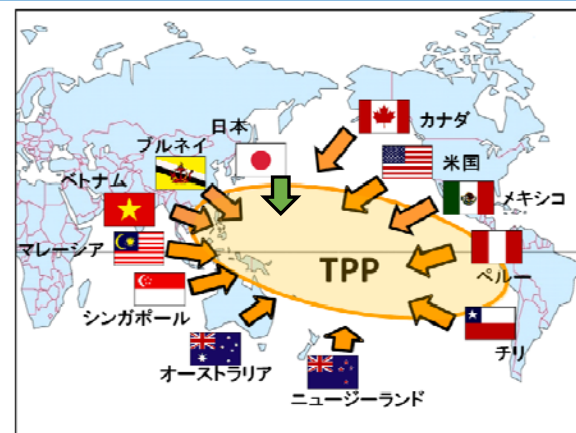


出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

TPP協定締結によるFTAカバー率の拡大見通し



注: 発効済及び署名済FTAカバー率は、通関白書2015より作成。  
TPP協定締結によるカバー率は、日本は財務省貿易統計(2015年5月10日確定値)、中国、韓国、米国、EUはIMF、Direction of Trade Statistics(2015年4月26日利用)より作成。



## 交渉の経緯

### 2010年

3月 ニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイ、米、豪、ペルー、ベトナムの8か国で交渉開始

10月 マレーシアが交渉参加(計9カ国に)

### 2011年

11月 APEC首脳会議、TPP首脳会合(於:ホノルル)

### 2012年

11月 メキシコ、カナダが交渉参加

### 2013年

2月 日米首脳会談:日米の共同声明を発出

3月 安倍総理「交渉参加」表明

7月 日本が交渉参加(於:マレーシア)

### 2013年8月~2015年7月

・TPP首脳会合2回、TPP閣僚会合8回  
・日米首脳会談2回、日米閣僚協議5回

### 2015年

10月5日 TPP閣僚会合(於:アトランタ)にて大筋合意

### 2016年

2月4日 署名(於:オークランド)

# TPP協定の効果

- ◆農産品の重要5品目を中心に関税撤廃の例外を数多く確保しつつ、全体では高いレベルの自由化。
- ◆自動車や自動車部品、家電、産業用機械、化学をはじめ、我が国の輸出を支える工業製品について、11カ国全体で99.9%の品目の関税撤廃を実現。
- ◆サービス・投資等の分野で、中小企業も含めた我が国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現。

**投資：** 投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止。

**貿易円滑化：** 急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記。関税分類等に関する事前教示制度を義務付け。

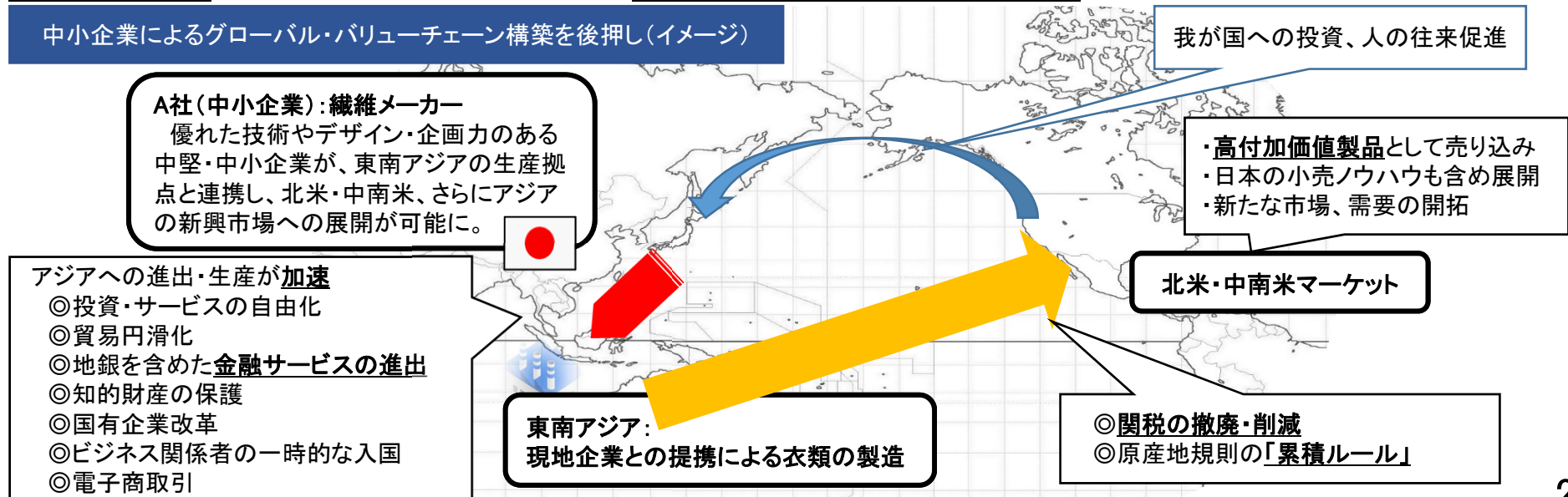
**ビジネス関係者の一時的入国：** 多くの国で、滞在可能期間の長期化、家族の帯同許可等を実現。

**電子商取引：** デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止。ソースコード(ソフトウェアの設計図)の移転、アクセス要求の禁止。

**知的財産：** 模倣・偽造品等に対する厳格な規律。地理的表示の保護を規定。

- ◆原産地規則の完全累積制度の実現により、中間財等を生産する中堅・中小企業も、我が国に居ながらにしてグローバル・バリューチェーンに参加することが可能に。
- ◆TPPによる新たなグローバル・バリューチェーンの創出は、多様な分野における生産技術の向上、イノベーションを促進し、産業間・企業間の連携が進むこと等を通じて、新しい産業を創出し、我が国経済全体としての生産性向上につながる事が期待される。

中小企業によるグローバル・バリューチェーン構築を後押し(イメージ)



# TPP協定の概要

※前文に加え、以下の30章で構成。

<p><b>(1)冒頭の規定及び一般的定義</b></p> <p>協定が締約国間のその他の国際貿易協定と共存することができることを認める。また、本協定の二以上の章において使用される用語の定義を定める。</p>	<p><b>(2)内国民待遇及び物品の市場アクセス</b></p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>	<p><b>(3)原産地規則及び原産地手続</b></p> <p>関税の減免の対象となる「TPP域内の原産品(=TPP域内で生産された産品)」として認められるための要件や証明手続等について定める。</p>	<p><b>(4)繊維及び繊維製品</b></p> <p>繊維及び繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等について定める。</p>	<p><b>(5)税関当局及び貿易円滑化</b></p> <p>税関手続の透明性の確保や通関手続の簡素化等について定める。</p>
<p><b>(6)貿易上の救済</b></p> <p>ある産品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)等について定める。</p>	<p><b>(7)衛生植物検疫(SPS)措置</b></p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>	<p><b>(8)貿易の技術的障害(TBT)</b></p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特性やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>	<p><b>(9)投資</b></p> <p>投資家間の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>	<p><b>(10)国境を越えるサービスの貿易</b></p> <p>国境を越えるサービス提供に関する内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス(数量制限等)、拠点設置要求禁止等に関するルールを定める。</p>
<p><b>(11)金融サービス</b></p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p><b>(12)ビジネス関係者の一時的な入国</b></p> <p>ビジネス関係者の一時的な入国の許可、要件及び手続等に関するルール及び各締約国の約束を定める。</p>	<p><b>(13)電気通信</b></p> <p>電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p><b>(14)電子商取引</b></p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>	<p><b>(15)政府調達</b></p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>
<p><b>(16)競争政策</b></p> <p>競争法令の制定又は維持、競争法令の執行における手続の公正な実施、締約国間及び競争当局間の協力等について定める。</p>	<p><b>(17)国有企業及び指定独占企業</b></p> <p>国有企業と民間企業との間の対等な競争条件の確保のための国有企業の規律について定める。</p>	<p><b>(18)知的財産</b></p> <p>特許、商標、意匠、著作権、地理的表示等の知的財産の十分に効果的な保護、権利行使手続等について定める。</p>	<p><b>(19)労働</b></p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和しないこと等について定める。</p>	<p><b>(20)環境</b></p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>
<p><b>(21)協力及び能力開発</b></p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	<p><b>(22)競争力及びビジネスの円滑化</b></p> <p>サプライチェーンの発展及び強化、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援すること等について定める。</p>	<p><b>(23)開発</b></p> <p>開発を支援するための福祉の向上等や、女性の能力の向上、開発に係る共同活動等について定める。</p>	<p><b>(24)中小企業</b></p> <p>中小企業のための情報、中小企業が協定による商業上の機会を利用することを支援する方法を特定すること等を定める。</p>	<p><b>(25)規制の整合性</b></p> <p>締約国毎に複数の分野にまたがる規制や規則の透明性を高めること等を定める。</p>
<p><b>(26)透明性及び腐敗行為の防止</b></p> <p>協定の透明性・腐敗行為の防止のために必要な措置等に関するルールに関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(27)運用及び制度に関する規定</b></p> <p>協定の実施・運用等に関するルールなど協定全体に関わる事項等を定める。</p>	<p><b>(28)紛争解決</b></p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続について定める。</p>	<p><b>(29)例外及び一般規定</b></p> <p>締約国に対する協定の適用の例外が認められる場合等について定める。</p>	<p><b>(30)最終規定</b></p> <p>協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について定める。</p>

## TPP協定交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考) 日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%(品目数ベース)／94%(貿易額ベース)

(注) NZ、シンガポール、ブルネイは、全ての品目について関税撤廃。



<アトランタ閣僚会合終了後の共同記者会見>

## 日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品※1):HS2012

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
<b>11カ国平均</b>	—	—	<b>85.1%</b>	<b>11.8%</b>	<b>1.6%</b>	<b>1.5%</b>
<b>(参考)日本</b>	<b>4,920</b>	<b>2594</b>	<b>52.9%</b>	<b>25.7%</b>	<b>3.7%</b>	<b>17.7%</b>

※1: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2012)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2: 2013年(出典: IMF)

※3: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4: 我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

TPPにおいて関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9, 321	459	
うち農林水産物	2, 594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにゃく、 しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1, 693	4	ひじき・わかめ



# TPPに関するQ&A：概要版

2016年6月

内閣官房

TPP政府対策本部



## 目次

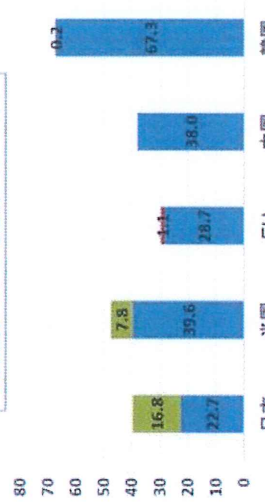
- Q1 TPP協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？ …… 1
- Q2 TPP協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのでは  
ないですか？ …… 3
- Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？ …… 5
- Q4 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？ …… 7
- Q5 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられていて、  
結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？ …… 8
- Q6 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？ …… 9
- Q7 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？ …… 10
- Q8 TPP協定のTBT章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させな  
ければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？ …… 11
- Q9 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策につい  
て提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなく  
なるのですか？ …… 12
- Q10 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではな  
いですか？ …… 13
- Q11 TPP協定によって国民皆保険制度に影響はありませんか？ …… 14

## Q1 TPP協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？

○ TPPは、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境など、幅広い分野における新しいルールのもと、アジア太平洋に、世界のGDPの約4割(3,100兆円)、人口8億人という自由で公正な巨大市場を作り出していくものです。今後人口減少が見込まれる我が国にとって、この市場を活用することで新たな成長が期待されるものです。昨年末の政府の試算及び世界銀行の試算(本年1月)によれば、我が国のGDPを約2.6~2.7%押し上げる経済効果が期待されます。

○ 中国、韓国を含めた各国は、多くの国とFTA(自由貿易協定)を結んでいます。貿易総額に占めるFTA締結国との貿易額の割合、いわゆるFTAカバレッジについて、現在、日本は主要国と比べて低い状態で、このままではFTAカバレッジが高い国へ産業拠点が移転する空洞化が懸念されます。しかし、TPP協定によってこの割合が大きく向上し、貿易・投資の拠点としての日本の魅力を高めることにつながります。

TPP協定締結によるFTAカバレッジ率の拡大見通し

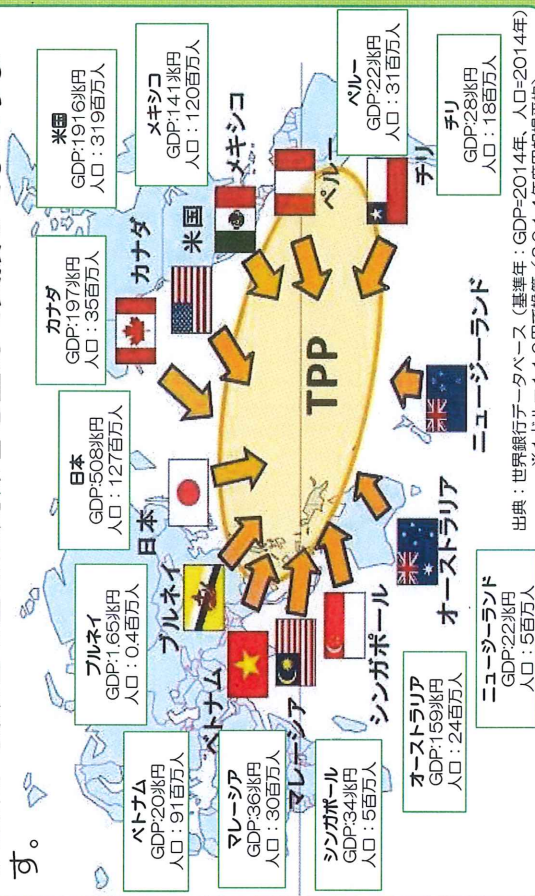


注：有効及び署名済FTAカバレッジ率は、通関白書2016より作成。  
 有効・署名済FTAカバレッジ率は2015年1月末時点  
 TPP協定締結によるカバレッジ率は、日本は財務省貿易統計(2015年1月10日現在値)、  
 中国、韓国、EUはWTO、Director of Trade Statistics(2016年4月20日)を用いて作成。

○ 交渉の結果、日本以外の参加11か国における工業製品の99.9%の関税が撤廃されることになりました。さらに、進出先での技術移転要求の禁止といった投資ルールの強化、通関手続の迅速化、知的財産の一層の保護等といったルールが決められることになりました。その結果、工業製品の輸出だけでなく、サービス、金融、インフラなどを含めた幅広い分野について、我が国企業等の海外展開が後押しされ、コンビニなどサービス業の出店規制の緩和も進むこととなります。農業者にとっても、品質が高く、海外で人気の高い農産物の販路を拡大する新たなチャンスをもたらします。

○ また、消費者は、域内の様々な商品を安く、手軽に、安心して入手することができます。

○ 政府としては、このようなメリットを最大限に活かせるよう、昨年11月に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいて、TPP協定を活用しようとする中堅・中小企業、農業者も含めた関係者を全力で支援してまいります。



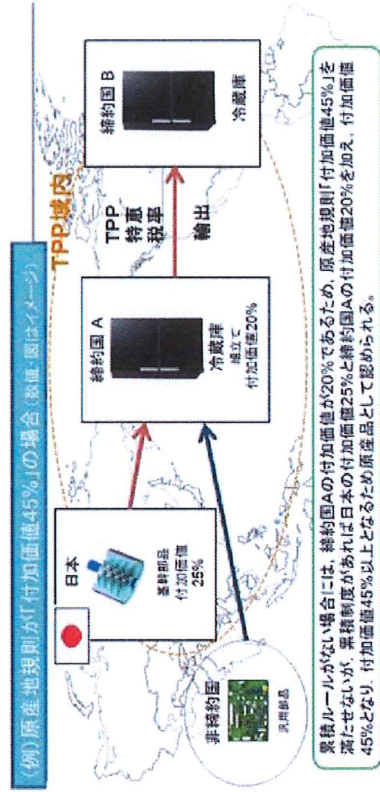
出典：世界銀行データベース(基準年：GDP=2014年、人口=2014年)  
 ※1ドル=110円で換算(2014年度相場平均)

Q2 TPP協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではありませんか？

○ TPP協定には、これまで海外展開を躊躇してきた中堅・中小企業にとってこそ、大きなメリットとなる様々な内容が盛り込まれています。

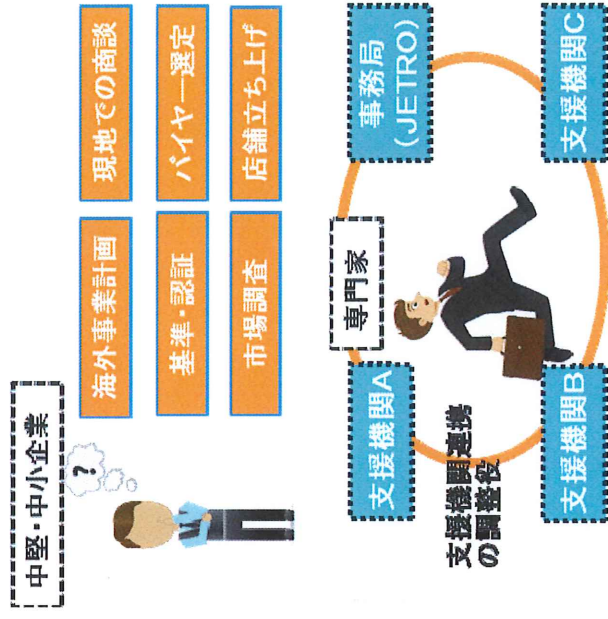
○ 投資や知的財産を守るためのルールの明確化、電子商取引の促進、税関手続の迅速化や簡素化などは、中堅・中小企業の海外展開に係るリスクを大幅に軽減するものです。

○ また、これまでの「原産地規則」のルールでは、海外の工場に部品などを供給する企業は、その国で生産することを余儀なくされるケースがありました。交渉の結果、TPP締約国12カ国であれば、どこで製造や組み立てをしても、「メイドインTPP」として、関税引き下げのメリットを受けることが可能となります。したがって、部品などを供給する中堅・中小企業は、我が国に「居ながらにして」海外展開をすることが可能となります。



○ さらに、TPP協定には、金融機関の海外展開を後押しする内容が含まれています。日本の金融機関の海外展開が進めば、中堅・中小企業にとっても、海外でのビジネスが行いやすくなります。

○ 政府としても、今年の2月にジエトロや中小機構等の支援機関を結集して、新輸出大国コンソーシアムを設立し、3月14日から支援を開始したところです。4千社程度を目標として、中堅・中小企業に対して、海外事業計画の策定や現地での商談のサポート等の支援をワンストップで行うことにしています。中堅・中小企業が新しいチャンスをつかんで外需を獲得できるよう、政策を総動員してまいります。



### Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？

- 大筋合意後、TPP協定に関して交渉参加国で様々な議論が始まっていますが、いずれも、合意内容の是非に関する議論です。我が国も、昨年10月の大筋合意後、国会や約300回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供して丁寧に説明をしております。
- 通常国会が始まった本年1月以降、国会議員の方々からの資料要求等に応じて提出した資料は約1700ページにものぼり、これらは全て内閣官房のホームページにも掲載しています。  
< 参考URL >  
<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naixou/index.html#san-kousiryou>
- 交渉経過に関する情報開示については、交渉中は、交渉会の現場などで頻繁に記者ブリーフィングや説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきました。その結果も内閣官房のホームページに掲載しています。
- 他方、外交交渉という性格上、交渉過程での各国との具体的なやりとり等については、仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、こうした交渉過程の開示には自ずと制約があることには、ご理解をいただきたいと思います。

○ 今後とも、国会審議等の場において、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明してまいります。

TPP交渉に関する情報はこちらで公表しています。  
TPPに関する基本情報、TPP協定等について  
<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>  
(内閣官房ホームページ)

内閣官房 Cabinet Secretariat  
TPP政府対策本部  
TPPとは TPPの 効果 TPPの 取組 TPPの 説明会 O&A 過去の 掲載内容  
トップページ > 政策課題 > TPP政府対策本部

東太平洋パートナーシップ (TPP) 協定は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定です。



**Q4 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？**

○ TPP協定については、各国からの関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかりと精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、各交渉参加国がほぼ100%の品目について関税撤廃する中、日本だけは95%に留まり、また、農林水産物については約2割を関税撤廃の例外としました。

○ 特に、重要5品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかりと精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

○ また、昨年11月に取りまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、意欲ある農林漁業者の不安を払拭し、希望を持って経営に取り組めるよう、重要品目が確実に再生産可能となるよう、引き続き、交渉で獲得した措置と合わせて万全の措置を講じていきます。

○ 国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただけると考えています。

各国の関税撤廃率（品目ベース）

品目	日本	米	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	チリ	ペルー	マレーシア	ペトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	97%	99%	97%	100%	99%	100%

（注1）日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産物所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）

（注2）大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新（関税に関する合意内容が変わるものではない）。

衆・参 農林水産委員会による決議（抜粋）

一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

**Q5 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられている、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？**

○ 我が国は、TPP協定が、関係国について効力を生ずる日の7年後（又は、他の国際協定に基づいて第三国等の特恵的な市場アクセスを供与する場合）に、相手国からの要請に基づき、関税率表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関して協議を行う旨を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定しています。

○ この規定は、あくまで「協議を行う」とされているだけですので、協議の結果、関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められておりません。再協議を行ったとしても、日本の国益を害するものについては合意することはありません。万が一協議の結果、関税を撤廃する方向で見直しをすることになり、協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となります。

○ なお、TPP協定に限らず、経済連携協定では、発効後の再協議の規定が設けられることは珍しくありません。TPP協定第2章4条3においても、関税撤廃品目について、関税撤廃までの期間を短縮することについて協議できる規定がありません（なお、この規定は、関税撤廃の例外品目には適用されません）。

## Q6 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？

- TPP協定第2章C節27条に、遺伝子組換え農産品を含む「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定があることから、ご質問のような懸念をお持ちなのだと思います。
- たとえば、「現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会」を設置することが規定されていますが、ここで遺伝子組換え農産品についての規制緩和が求められたいりする心配はあたりません。

○ この作業部会は、未承認の遺伝子組換え農産品の微量混入が流通に混乱を生じさせる原因となっていることなどを背景として、あくまで締約国間の情報交換と協力を行うために設けられるものです。また、27条のいずれの規定も、締約国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるものであることが明確に記されています。したがって、例えば、遺伝子組換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに遺伝子組換え食品の輸入を認めたりすることが、TPP協定によって求められているわけではなく、あくまでもありません。

### TPP協定

第2・27条 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、自国の領域において現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用し、又は修正することを求めるものではない。

## Q7 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？

○ TPP協定の7章で、SPS（衛生植物検疫措置）について規定されていますが、その内容は、既存のWTO・SPS協定に基づく権利及び義務を確認するもので、TPP協定発効後も、これまでWTO・SPS協定において認められていたのと同様に、我が国として必要な衛生植物検疫措置を採ることができず。

○ 具体的には、衛生植物検疫措置は、その措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合するか、又は客観的で科学的な証拠に基づくことを確保することを求めるもので、TPP協定では、WTO・SPS協定と同様の規定が置かれています。

○ また、最終的な判断基準となる「国際基準、指針若しくは勧告に適合していること又は客観的で科学的な根拠に基づいていること」については、TPP協定の紛争解決手続が利用できる点と異なり、WTOの紛争解決手続における判断と齟齬が生じない仕組みになっています。

### TPP協定

第7・4条 一般規定

1 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2 この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。

第7・9条 科学及び危険性の分析

2 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に基づく危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検疫措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する

(注)。

注 いずれの締約国も、この2の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めない。

Q8 TPP協定のTBT章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならぬとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？

○ TPP協定は、我が国の食品表示等の制度を何ら変更するものではありません。

○ 政策決定に当たって他国の利害関係者を含め関係者が幅広く意見を聴取することは現在でもパブリックコメント募集という形で一般的に行われていることであり、TBT章の透明性ルールにより、必要な規制等の導入ができなくなるということはありません。なお、既存のパブリックコメント募集手続を踏めば義務を果たしたことになる旨はTPP協定の中で明記されています。

#### TPP協定

##### 第8・7条 透明性

1 各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加すること（注）を認める。

注 締約国は、例えば、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与え、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行する。

Q9 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのでは？

○ ISDSについては、投資に関して、外国企業を自国企業と差別しない（内外無差別）、正当な補償なしに収用しないなど、TPP協定の投資章に規定されている義務等に国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、仲裁廷に損害賠償又は原状回復のみを求める訴えを提起するものです。したがって、投資家は制度の変更を求めるような訴えができるわけではありません。

○ また、環境や健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことは妨げられません。この点は、TPP協定投資章の様々な規定で確認されています。また、濫訴防止につながる規定として、①仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定、②全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定、③申立て期間を一定の期間（3年6か月）に制限する規定なども盛り込まれています。

○ 投資先国の政府が義務に違反したことで損害を被った場合にそれを賠償させるというISDS手続は、むしろ日本企業が海外で安心してビジネスを行う上で重要なルールです。これまで日本が締結したほとんどの投資協定や経済連携協定（EPA）の投資章でも盛り込まれているものです。これまで、日本政府が、既存協定に基づくISDS手続によって訴えられたという事例は全くありません。

Q10 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？

○ TPP協定政府調達章の我が国の約束内容は、既に我が国がWTO政府調達協定において約束しているものと同様であり、現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等新たな市場を外国企業に開放したりするものではありません。そのため、TPP協定により外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなるわけではありません。

○ また、TPP協定では、州などの地方政府の調達を開放していない国（アメリカ、メキシコ、マレーシア、バトナム、ニュージーランド）に対しては、日本の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の調達の開放についても約束をしていません。

TPP協定政府調達章における我が国地方公共団体の対象機関・基準額

- ・ 地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市
- ・ 地方公共団体の適用基準額：WTO政府調達協定と同額

【参考】WTO政府調達協定における適用基準額  
(平成28年度及び29年度)

- ・ 物品等 3, 300万円
- ・ 建設工事 24億7, 000万円
- ・ 建築技術サービス 2億4, 000万円
- ・ その他のサービス 3, 300万円

Q11 TPP協定によって国民皆保険制度に影響はありませんか？

○ TPP協定には、民間医療保険の拡大や混合診療の解禁といった我が国の公的医療保険制度の在り方そのものについて変更を求めるとは含まれていません。

○ なお、公的医療保険については、金融サービス章（第11章）の規律は適用されないこととなっています。また、我が国は、医療保険を含む社会事業サービス関係の制度について、投資（第9章）や国境を越えるサービス貿易（第10章）といった分野で、将来にわたって留保をしておき、内国民待遇等の規律が適用されないこととなっています。

問い合わせ先

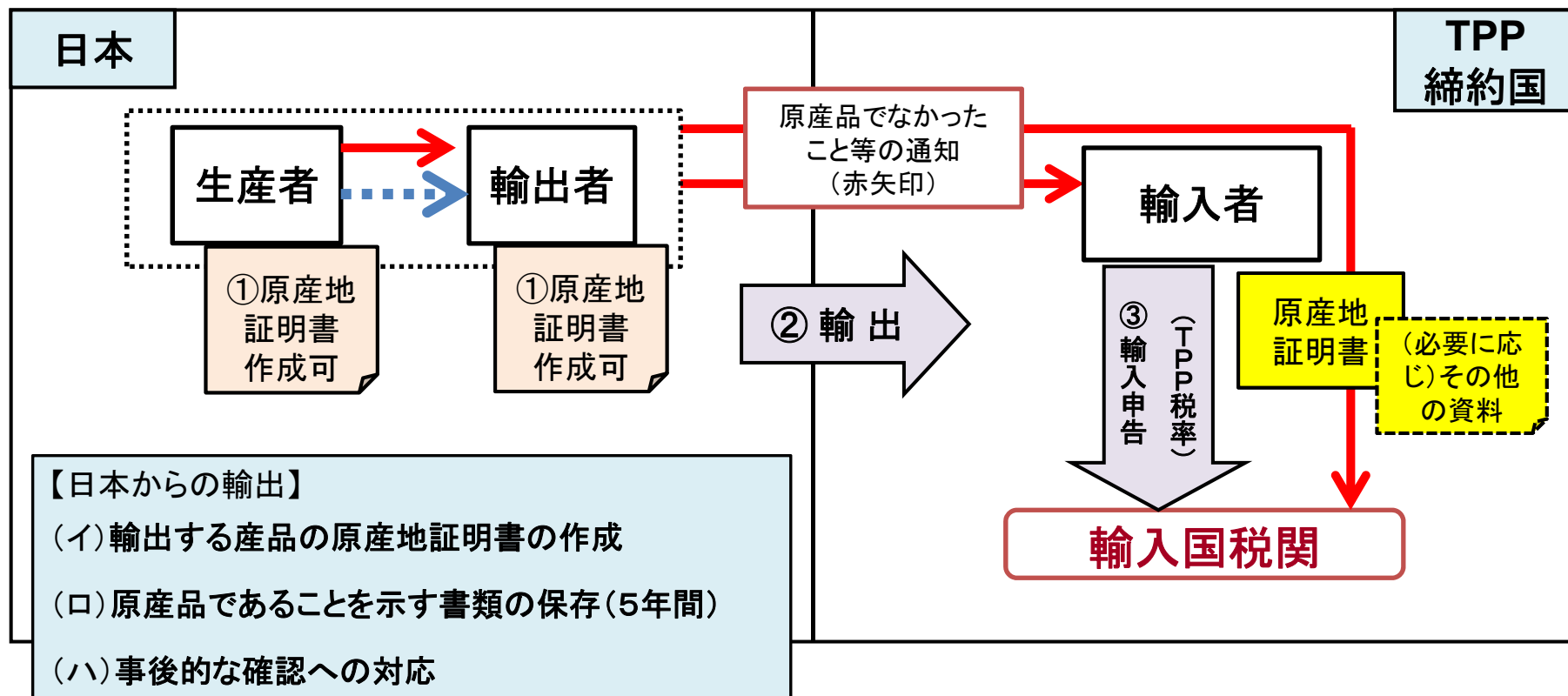
内閣官房TPP政府対策本部  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
電話 (03) 5253-2111



# TPPの自己申告制度（日本からの輸出）

◆ 輸出者又は生産者は、我が国から輸出しようとする產品が原產品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産地証明書を作成できる。

(※)原産地証明書を作成した輸出者、生産者が原產品でなかったことを知った場合には、原産地証明書を提供した者にその旨を通知しなければならない。



# TPP原産地証明書の作成(日本からの輸出)

- ◆ TPP原産地証明書は、**輸出者、生産者又は輸入者のいずれかが作成可能。**
- ◆ TPPで**決まった様式はないが、必要的記載事項を含む必要がある。**
- ◆ **英語で作成する。**

## 必要的記載事項(第三章(原産地規則章)附属書三-B)

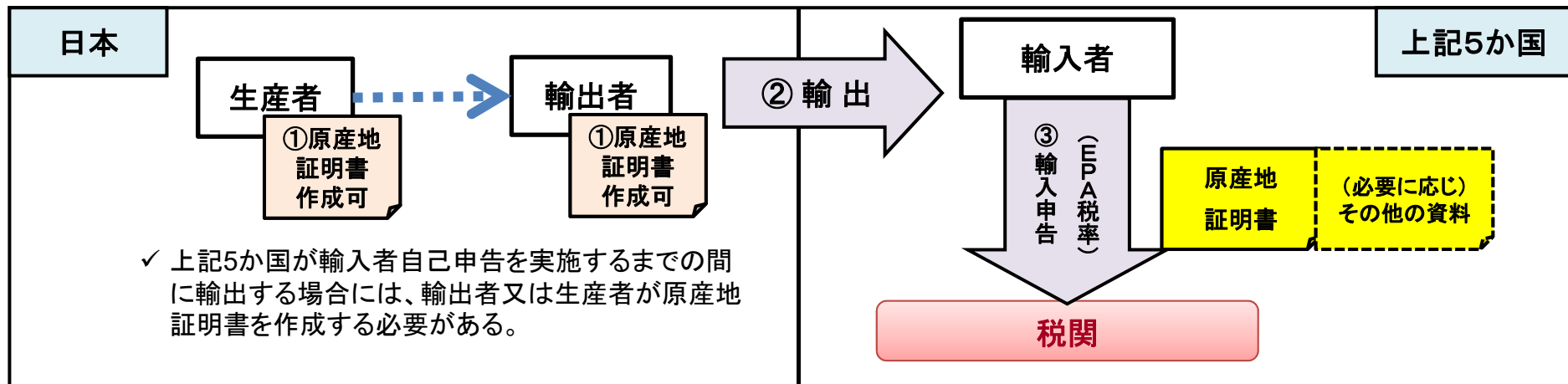
- ・ 証明者が輸出者、生産者又は輸入者のいずれであるか
- ・ 証明者、輸出者(※1)、生産者(※2)の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号  
(※1)生産者が証明書を作成する場合であって輸出者が分からない場合は記載不要。  
(※2)生産者が証明者又は輸出者と異なる場合に記載。生産者に係る情報の秘密保持を希望するものは、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
- ・ 判明している場合には、輸入者の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号
- ・ 製品の品名及び統一システムの関税分類(六桁まで)
- ・ 判明している場合には、インボイスの番号
- ・ 適用する原産性の基準
- ・ 署名、日付、及び「製品が原産品であること等」の定型誓約文の付記

# TPPにおける自己申告制度の例外①

## 輸入者による自己申告実施の猶予(最長5年間)

- 輸入者による自己申告について、**ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナム**は、これらの締約国それぞれにおいてTPPが効力を生じる日から5年以内に実施する(第三・二十条第1項・注2)。
- これらのTPP締約国が、輸入者による自己申告を実施するまでの間は、これらの国でTPP税率の適用を求める場合には、製品の輸出者又は生産者がTPP原産であることを示す必要がある(輸入者による自己申告はできない)。

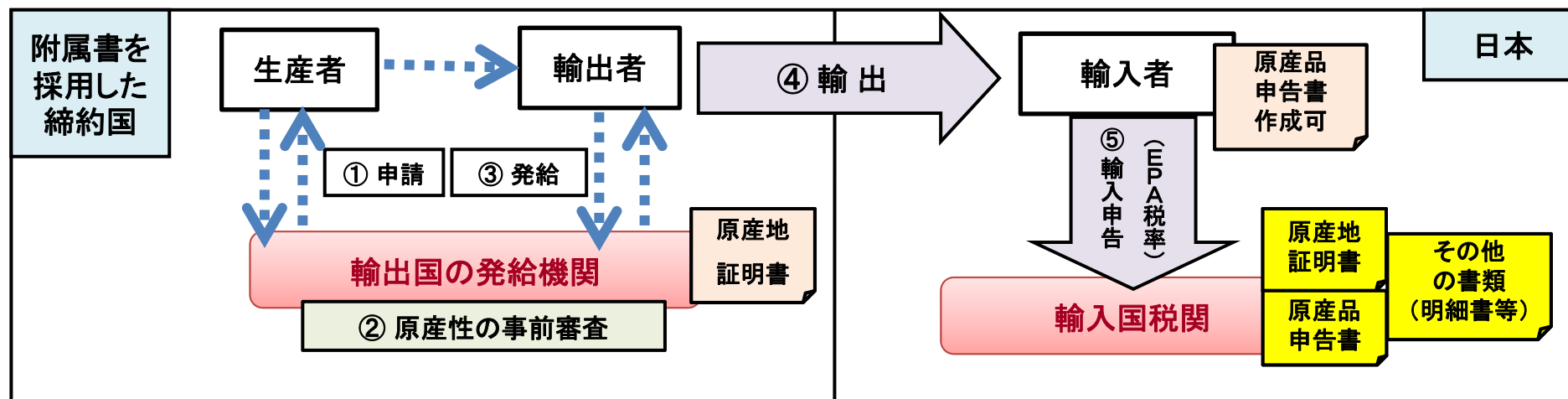
※日本から輸出する場合



## TPPにおける自己申告制度の例外②

### 附属書三-A

- 原産地規則章「附属書三-A」は、輸出国は、自国から輸出される製品の原産地証明について、①自国の権限のある当局(原産地証明書発給機関)又は②自国の政府が認定した輸出者(認定輸出者)のいずれかが作成するものであることを要求することができる。と規定。
- 「附属書三-A」を採用する締約国は、最長で10年間、輸出について上記の要求ができるが、同附属書は、TPP発効後12年を超えて適用することはできない時限的なもの。



- ✓ 附属書三-Aを採用した締約国から輸出された製品であっても、輸入国(日本)において輸入者が原産品申告書を作成することが可能。
- ✓ 附属書三-Aを採用した締約国において発給された原産地証明書に基づいて輸入申告を行う際にも、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出が必要。

## 横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

### 輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%
2016年1月	93%
2016年2月	93%
2016年3月	94%
2016年4月	93%
2016年5月	93%
2016年6月	93%
2016年7月	95%
2016年8月	94%

### 輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%
2016年1月	81%
2016年2月	80%
2016年3月	80%
2016年4月	83%
2016年5月	83%
2016年6月	83%
2016年7月	84%
2016年8月	84%

### 2016年8月の内訳

海上	93%
航空	96%

### 2016年8月の内訳

海上	84%
航空	92%

### 【参考】 2016年7月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	65%
横浜	94%
神戸	90%
大阪	89%
名古屋	86%
門司	96%
長崎	94%
函館	96%
沖縄	84%
合計	88%

輸入	
東京	76%
横浜	84%
神戸	87%
大阪	87%
名古屋	84%
門司	90%
長崎	91%
函館	92%
沖縄	84%
合計	84%